

山梨東部地域森林計画の樹立及び 富士川上流地域森林計画の変更について

● 1 樹立・変更に係る現在までの手続き

平成 30 年 11 月 14 日に第 2 回森林審議会を開催し、計画案について審議を行い、承認を得たことから、次の手続きを実施した。

縦覧(森林法第 6 条第 1 項:都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供しなければならない。)

縦覧期間:11 月 16 日～12 月 10 日

縦覧場所:管轄林務環境事務所(山梨東部:富士・東部 富士川上流:中北、峡東)

意見聴取(森林法第 6 条第 3 項:都道府県知事は、縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、関係市町村長及び関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。)

意見聴取期間:12 月 11 日～12 月 18 日

意見聴取(「森林法の運用について」(林野庁長官通知):地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。)

意見聴取期間:12 月 11 日～12 月 18 日

● 2 縦覧・意見聴取で寄せられた意見等

縦覧・意見聴取	意見等	地域森林計画の修正等
縦覧	意見なし。	なし。
意見聴取 (市町村)	意見なし。	なし。
意見聴取 (関東森林管理局)	意見なし。	なし。
意見聴取 (関東経済産業局)	意見なし。	なし。

その他、森林審議会答申後に必要となる農林水産大臣への計画書協議手続きに先立ち、協議を円滑に行うため、林野庁と事前調整を行ったところ、次のような意見があったため、必要な修正を行った。

意見等	地域森林計画の修正等
<p>全国森林計画等の記述との整合を図るための語句の修正意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨東部 5箇所 ・富士川上流 1箇所 <p>(例)</p> <p>第3 - 2 - (1) (本文 p29)</p> <p>人工造林に関する指針</p> <p>(原文)</p> <p>「人工造林の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間については、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。」</p> <p>(修正意見)</p> <p>「人工造林の対象樹種や標準的な方法、伐採跡地の人工造林をすべき期間については、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。</p> <p><u>また、人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。」</u></p>	<p>意見のとおり修正</p>

● 3 今後の手続き

森林法第6条第5項に基づく農林水産大臣への協議を行い、同意を得て計画が決定し、公表する。